

平成26年

第5回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成26年第5回教育委員会会議録

1 期 日 平成26年3月27日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後3時45分

5 出席委員 田中 直美

猪股 春夫

北林真知子

長岐 和行

伊藤佐知子

米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進

教育次長 栗津尚悦

参事(兼)博物館長 風登森一

施設整備室長 能登谷敏

幼保推進課長 廣野宏正

高校教育課長 鎌田 信

生涯学習課長 平川祐作

保健体育課長 越後谷真悦

教育次長 福田世喜

総務課長 金田 恵

教職員給与課長 村上幸義

義務教育課長 吉川正一

特別支援教育課長 西嶋崇広

文化財保護室長 佐々木人美

福利課長 金 義晃

7 会議に附した議案

報告第 3号 教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について

議案第10号 あきたの教育振興に関する基本計画「平成26年度実施計画」
(案)について

議案第11号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第12号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

議案第13号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校の教育
職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する
条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の
一部を改正する規則案について

議案第14号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
案について

議案第15号 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案に

ついて

8 承認した事項

報告第 3号 教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について

9 議決した事項

議案第 10号 あきたの教育振興に関する基本計画「平成 26 年度実施計画」
(案) について

議案第 11号 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について

議案第 12号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案
について

議案第 13号 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正す
る条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則
の一部を改正する規則案について

議案第 14号 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
案について

議案第 15号 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案に
ついて

10 会議の要旨

【田中委員長】

ただいまより、平成 26 年第 5 回教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名員は 1 番猪股委員と 3 番長岐委員にお願いします。

はじめに、報告第 3 号「教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について」総務課長か
ら説明をお願いします。

【総務課長】

報告第 3 号「教育庁等の職員の任免についての専決処分報告について」説明

【田中委員長】

報告第 3 号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

私から一つ、質問があります。

栗津次長が「出向」という形になっていますが、これはどういう意味でしょうか。

【総務課長】

任命権者が違う場合に、「出向」という言葉を使います。

今回の場合、総務部参事（兼）秘書課長の島崎正実氏は、知事部局で「出向」の辞令が出て、
教育委員会で「命ずる」こととなります。

【田中委員長】

他になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、報告第3号を承認します。

次に、議案第10号「あきたの教育振興に関する基本計画「平成26年度実施計画」（案）について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第10号「あきたの教育振興に関する基本計画「平成26年度実施計画」（案）について」説明

【高校教育課長】

ただ今の説明について、資料の42ページの主な関連事業に、スーパーグローバルハイスクール事業を記載しておりますが、その内容を訂正させていただきたいと思います。

【田中委員長】

議案第10号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

これまで、何度も協議を重ねてきましたので、内容については異論ありません。

ただ、この実施計画は、教育庁の職員や各市町村教育委員会の職員、学校の管理職等に配付されるのは当然のことですが、一番大事なことは、学校の先生たちが常にこの実施計画を活用できる状態にあることです。先生たちは、1人1冊この実施計画を所持することになっているのかどうか教えてください。

【義務教育課長】

かなりの数の「学校教育の指針」を各学校に送付しています。その指針の中に、「あきたの教育振興に関する基本計画」の一覧表を掲載しており、詳しい内容については、Webサイトで確認していただくことになります。

【長岐委員】

全ての先生に配付できれば、この実施計画も素晴らしく運用されると思いますが、全員に配付できないのは、予算的な理由からですか。

【総務課長】

各学校には配付しますが、配付されたものをコピーするか、県のWebサイトから印刷するか、

学校での活用については、それぞれの学校での判断となります。

【伊藤委員】

以前、このような計画や指針を学校でどのくらい見ているのかを確認したことがありました。先生たちの中では、あまり見る機会はないということでしたが、この計画に載っている全ての事業を全ての学校が行えるわけではないので、校長先生がこの計画を読み、計画の中から一つでも二つでも事業に取り組むだけでも意味があるのではないかという意見をいただいたことがありました。

この計画をもう少しコンパクトにしたものを作成して配付すると、もっと見ていただく機会も増えるかと思います。この計画を全て実践しなければいけないと考えられても、苦しいだろうなと思います。

【北林委員】

県でも計画を策定し、各市町村でも策定します。また、その計画を受けて、学校でも方針を作成することになりますが、学校の先生たちは、学校の方針を見て実践しているのだと思います。現実的に、一人一人がこの計画を全て読み込むことは難しいと思いますが、県の方針があって、そこから市町村の方針ができ、それを受けて学校の方針ができるという道筋や流れが分かればいいのだと思います。私は、校長先生から、こういう大元があって、わが校ではこの事業に取り組んでいるんだという説明があるべきだと考えていて、一人一人がこの計画を持つ必要はないと思っています。

【長岐委員】

学校の先生の中では、恐らく一回も見ない人もいると思います。この計画の存在自体を知らないとなると、この計画を策定した意味がありませんので、今、北林委員がおっしゃったことを校長等管理職に伝えていただきたいと思います。

【米田教育長】

「学校教育の指針」には、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン『未来を担う教育・人づくり戦略』」から、「あきたの教育振興に関する基本計画」をつなげた体系を掲載しています。基礎となる部分については、自分の学校の具体的な目標が、県の指針とどのようにリンクしているかということをおさえ、説明できるように、4月の校長会等で伝えるなど、今年度は改めて徹底したいと思います。併せて、平成23年度に策定したときの基本的な理念や特徴的な取組も含めて、説明していきたいと思います。

【高校教育課長】

高校教育課では、特に高校に関する部分だけを抜粋して、平成26年度の高校版「あきたの教育振興に関する基本計画」として、第6次再編整備計画等との関係も分かるように作成し、各学校において校長から説明してもらう方法をとっています。

【田中委員長】

それは、一人一人に渡るものですか。

【高校教育課長】

校長に伝えて、校長から説明していただきますが、データは各学校に送付します。

【田中委員長】

ただ配付するだけではなくて、校長からきちんと説明していただくことで、それぞれの先生方にも理解していただけたと思いますので、そのことをしっかり管理職の方に伝えていただくことをよろしくお願ひしたいと思います。

私から一つ質問がありますが、資料49ページの耐震化のところ、教育機関の4施設の耐震化を行うという説明でしたが、具体的にはどこの施設でしょうか。

【施設整備室長】

生涯学習センター、埋蔵文化財センター、大館少年自然の家、保呂羽山少年自然の家の4施設です。この4施設が終われば、全ての耐震化が終了します。

【田中委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第10号について、スーパーグローバルハイスクール事業の部分を一部修正の上、可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第10号を一部修正の上可決します。

次に、議案第11号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第11号「秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第11号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

私から質問させていただきます。

再任用は、平成26年度は1年限りということでしたが、それ以降は、2年、3年と増えていくのでしょうか。

【総務課長】

雇用と年金の接続という点から考えると、平成26年4月1日からの方は、1年で年金が支給されることとなりますので、1年ということになります。

【田中委員長】

年金が支払われる年齢まで、継続できることになるのでしょうか。

【総務課長】

最低でも年金が支給されるまでの1年ということですので、実際は、さらに継続することは可能です。

地方公務員法上は、「一年を超えない範囲で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる」とあり、その任期は、「条例で定めるところにより一年を超えない範囲で更新することができる」という規定があります。

【長岐委員】

その規定が、今まで培ってきたスキルを生かし、定年後の生き方の選択という趣旨の規定であることを考えると、年金のことは後からついてくる問題かと思えます。

【北林委員】

本人が希望すれば断ることはできないということは、今後、再任用がどんどん増えて、新規の採用が厳しくなることもあり得るということでしょうか。

【総務課長】

いびつな年齢構成の問題が生じてくる前から再任用制度が行われてきたわけですが、最近では年金の問題も出てきましたので、雇用と年金の接続という話になり、希望がある場合はなるべく雇用するようにと通達がありました。

【北林委員】

それに伴って、新規採用者は減るのですか。

【義務教育課長】

一番深刻な問題を抱えているのは、小・中学校です。標準法で決まっている定数には、再任用も含まれますので、その分、採用の枠が狭まることにはなります。

【長岐委員】

委員長、私語を止めさせてください。発表する際は、委員長の許可を得て、話すようにしてく

ださい。

【田中委員長】

会議中ですので、意見がある場合は、正式に発表してください。
新しい職を作るということは、定数には含まれない印象を受けます。

【総務課長】

教育庁と教育機関に設ける規定ですので、学校には特に影響はありません。

【北林委員】

今回はそうだと思いますが、今後学校でもあり得ることですよ。

【総務課長】

学校でも、事務職員の再任用はありますが、職名は専門員や主任専門員ではなく、事務長や主査などの職名をそのまま使うことになります。

【義務教育課長】

今年度末で退職になる先生方の年金の支給が1年伸び、その次が2年で、最終的には65歳で支給となります。先ほど長岐委員からお話があったとおり、本来の趣旨は別としても、定数管理上は、そこまでは権利として認めたいと考えています。先ほどの繰り返しにはなりますが、その1年は教諭として採用し、元々の定数の中で採用することになりますので、新規採用の枠は狭まることになります。

【田中委員長】

管理職の方も教諭という職名になるのでしょうか。

【義務教育課長】

校長で退職された方でも、教諭という職名になります。

【伊藤委員】

「非常勤教諭」などのように、「非常勤」は付けないのでしょうか。

【義務教育課長】

簡単に申し上げると、学級担任ができるかどうかを基準にしており、非常勤に学級担任を任せるとは厳しいと考えますので、今のところは、常勤を想定しています。

【伊藤委員】

フルタイムでしっかり勤務できる方を奨励しているということでしょうか。

【義務教育課長】

採用するという事は、常勤ということです。常勤が難しそうな方については、講師登録という方法もあります。

【猪股委員】

いずれにしても、優秀な教員の方に学校で子どもたちを教えていただくことは、子どもと保護者にとってはありがたいことですので、北林委員からお話があった新規採用のことは、別の問題として捉える方が良いのではないのでしょうか。この制度を利用し、優秀な方に子どもたちを教えていただくことは、本県にとってとても良いことだと思います。

【伊藤委員】

先ほど講師登録というお話がありましたが、講師には定年とか年齢の問題はないと考えてよろしいですか。

【義務教育課長】

そうです。
60歳を過ぎた方にも、頑張ってくださいしております。

【田中委員長】

再任用制度や講師登録など、退職されても色々な貢献の仕方があることを学校の先生たちに伝えていただいて、子どもたちのために、培った経験や力を生かしていただきたいと思います。

この議案第11号は、教育庁の専門職員についての規定の改正についてですが、その件について、他に御意見はございませんか。

【田中委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。
議案第11号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第11号を原案どおり可決します。
次に、議案第12号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案につい

て」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第12号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第12号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

基本的なことですが、1号給の差はだいたいどのくらいですか。

【教職員給与課長】

年齢によっても違いますが、小さいところでは200円から、大きいところで2,500円の差があります。

【長岐委員】

このような改正がある場合には、従来は、モデルケースを示して説明していただいてイメージすることができましたが、今回も示していただけないでしょうか。異議があるとかそういうことではありませんが、給与の専門的なことですので、全くイメージできません。

【教職員給与課長】

今、コピーして配ります。

【伊藤委員】

勤務成績の区分についてですが、年次休暇の取得率も評価されていますか。

【教職員給与課長】

昇給は、年に1度、1月1日付けであります。勤務成績の評価については、前年の1月から12月までが対象になっており、1年間でどのくらい勤務したかということが評価の基準になります。人事評価ではなく、勤務の日数をみて、昇給を判断します。年次休暇は有給休暇ですので、昇給の勤務成績の評価には関係ありません。

今、お配りした資料について説明します。議案13ページと併せて御覧ください。55歳を超える特定管理職員は、区分が「極めて良好」である場合、現行では4号給以上昇給だったのが改正後は2号給以上、区分が「特に良好」の場合は、現行では3号給だったのが改正後は1号給、区分が「良好」の場合、現行では2号給だったのが改正後は昇給なし、区分が「やや良好でない」場合、現行では1号給だったのが改正後は昇給なし、にそれぞれ変わります。また、55歳を超える一般職員は、区分が「特に良好」の場合、現行では3号給以上昇給だったのが改正後は1号給以上、区分が「良好」の場合、現行では2号給だったのが改正後は昇給なし、区分が「良好と認められない」場合、現行では1号給以下だったのが改正後は昇給なし、にそれぞれ変

われます。今回の改正は、55歳を超える人が対象になりますので、55歳以下の場合は変更ありません。

【田中委員長】

例えば、56歳で号給が〇〇のA先生の場合、改正前はどのくらい昇給があったのが改正後はこのくらいになって、その差額はいくらになる、というような具体的な数字の例があれば分かりやすいと思います。

【長岐委員】

条例の改正に伴って規則を改正しなければならないということですので、今回提出された議案についてはこのまま認めてもいいと思います。後ほど、具体的なモデルケースを私たちにお示しいただけないでしょうか。

【教職員給与課長】

後ほど、資料を作成し、詳しい資料で説明させていただきたいと思います。

【田中委員長】

よろしく申し上げます。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第12号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第12号を原案どおり可決します。

次に、議案第13号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第13号「市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定によ

る給料を定める規則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第13号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

以前に説明していただいているとは思いますが、いずれ経過措置で対処したということですね。

【教職員給与課長】

そうです。

【長岐委員】

この議案についても、議会で条例改正が可決されたことに伴い、規則を改正するという提案だと理解して、後でこのことについても詳しい資料で説明していただくことにし、提案どおり議決してはいかがでしょうか。

【教職員給与課長】

議案第12号とともに、分かりやすい資料を後でお示ししたいと思います。

【田中委員長】

給与に関する議案については、毎回具体例を示して説明していただけると、私たち委員も納得できますし、審議が早く進むと思いますので、今後は、そのようにしてくださるようお願いいたします。

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第13号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第13号を原案どおり可決します。

次に、議案第14号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第14号「市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案について」
説明

【田中委員長】

議案第14号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【猪股委員】

「特別急行列車等」に、新幹線は入りますか。

【教職員給与課長】

入ります。

【伊藤委員】

高速道路でETCを利用する場合、時間帯によって割引がありますが、そのことも計算されて
全額支払われているのでしょうか。

【教職員給与課長】

そのとおりです。

【北林委員】

人事異動に関係なく自分の都合で引っ越し場合、「公署を異にする異動」という言葉を使うと
いうことですか。

【教職員給与課長】

人事異動によって、住んでいる場所は変わらず、A公署からB公署に異動になることです。

【北林委員】

そのことに関わる要件が廃止されたということですか。

【教職員給与課長】

改正前は、人事異動により、通勤時間が60分以上で距離が40km以上になり、かつ、高速
等を利用することで通勤時間が30分以上短縮される状態が常にあることが支給要件となってお
りましたが、改正後は人事異動によらなくても、これらの要件を満たしていれば支給対象になる
ということですが。

【北林委員】

改正後は、公署は変わらないが自己都合で引っ越しした場合でも、支給対象になるということ
ですね。

【教職員給与課長】

そうです。

【田中委員長】

これまでは、自分が引っ越したことにより遠くなった場合は支給されなかったものが、これからは支給対象になるという理解でよろしいですか。

【教職員給与課長】

そのとおりです。異動範囲が広くなり、道路も整備されてきたことに伴って自動車通勤する人が増えてきたことと、家庭の事情により、異動がなくても居住地を変更する人が増えてきたことなどによって、今回の改正になったものです。

【田中委員長】

この議案とは別の話ですが、本当は、先生方には学校の近くに住んでいただいて、地域にとけ込んで勤務していただくのが理想の形だとは思いますが、遠距離通勤される方が多いことが今回の規則の改正の一因だということで、どうしても相容れない問題があり、どうしたら学校にとっても、子どもたちにとっても、先生たちにとってもいい環境となるのか、今後も引き続き議論していかなければならないことだと思います。

それでは、この議案について他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第14号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第14号を原案どおり可決します。

次に、議案第15号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第15号「教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【田中委員長】

議案第15号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

この規則改正により、使用の承認から許可制になり、その判断をするのは所長ということですが、所長は何を基準として判断するのでしょうか。

【生涯学習課長】

第二十五条第二項に、「第十一条第二項の規定は、少年自然の家の使用の許可について準用する」という規定があります。この第十一条第二項では、「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある場合と管理上支障が認められる場合には、使用の許可をしてはいけない」と規定されております。この基準に基づき、所長が総合的な観点から判断することになります。

【長岐委員】

今説明していただいた文言は、極めて抽象的な表現ですので、所長によって恣意的な判断をされる恐れもありますから、マニュアルは準備しておかないといけないと思います。

【生涯学習課長】

施行日が4月1日であり、施行日まであまり時間はありませんが、実際の運営で支障が生じないよう配慮したいと思います。

【北林委員】

改正前は利用対象者を限定して承認することになっておりましたが、改正後は利用対象者を限定はしないが許可制としてます。利用対象者を広げるために、このような改正をしたのだと理解しましたが、そういう意味もありますか。

【生涯学習課長】

北林委員の御指摘のとおり、少年のみが利用する施設と捉えられかねませんので、少年自然の家も幼児から高齢者まで利用できる生涯学習施設であるということから、このような規定にしたところです。

【北林委員】

承認が許可になったことの違いについて、教えてください。

【生涯学習課長】

許可は、ある行為をひとまず禁止した上で、個々についてこの禁止を解除するかどうかを行政庁に決定させる仕組みです。それに対して、承認は、一定の事実を認識し表示することになります。

【北林委員】

所長の姿勢としては、逆の姿勢になるということですね。

【長岐委員】

議会では、許可制についての是非について、議論はありませんでしたか。

【生涯学習課長】

特にありませんでした。所管している施設において、他にも同様の規定の施設がありますので、特に議論にはならなかったのではないかと考えております。

【長岐委員】

実際に運営していく教育委員会としては、所長の判断が一步間違うと、訴訟にもなりかねませんので、よほど慎重に運用された方がいいと思います。

【生涯学習課長】

公の施設であり、理由もなく利用者を排除することは好ましいことではありませんので、その点については十分配慮していきたいと思います。

【田中委員長】

具体的な使用料については、規則に規定されていませんが、規則の中には規定がなくていいのかということと、減免される場合には、どのような場合があるのかということをお教えください。

【生涯学習課長】

使用料の金額については、1泊は800円、日帰りは200円と条例で定めております。また、減免については、7月1日の施行ということもあり、現在関係の部局と協議をしているところです。

【田中委員長】

決まったら、教えていただきたいと思います。

少年自然の家については、耐震や老朽化の問題があったり、今後さらに考えていかなければいけないこともあると思いますので、また別の機会に協議していきたいと考えています。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、表決を採ります。

議案第15号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【田中委員長】

それでは、議案第15号を原案どおり可決します。
予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

【長岐委員】

今年度を振り返ると、教育委員会会議で懲戒処分について審議することが少なく、幸いだと思っておりますが、統計上、ここ数年の懲戒処分案件の推移がどうなっているか、教えてください。

【義務教育課長】

昨年度と比較しますと、昨年度、小・中学校では、酒気帯び運転や体罰、USBの紛失、交通事故など7件でしたが、今年度は、現在までで4件となっております。ただ、先日の着服事案もまだ残っておりますので、件数自体は大きな変化はないように思います。

【長岐委員】

この教育委員会会議の場で審議することは、少なくなったように感じます。

【田中委員長】

酒気帯び運転の事案が減ったような印象を受けます。私個人としては、夜9時以降の飲酒を禁止したことが効いていると思っておりますが、いかがなものでしょうか。

【高校教育課長】

平成24年度は、免職も含め懲戒処分案件が9件ありましたが、今年度は幸いなことに、1件もありませんでした。平成24年度に大きな不祥事があったことで、高校でも様々な取組を行ってきました。部活動における体罰についても、指導者を集めて指導したり、各学校ごとに研修会を行ったり、新しく取り組んできたことが功を奏していると思いたいと思っておりますが、ここで気を緩めず、今後も継続させていきたいと思っております。今年度は1件もないと申しましたが、先日の臨時講師の事案があり、結果として処分はできませんでしたが、私たちの気持ちとしては、1件とカウントすべきだと考えています。

【特別支援教育課長】

近年、特別支援学校においては懲戒処分案件はありませんでしたが、昨年7月に発生し、現在保留中の窃盗事案が1件あります。

【長岐委員】

世間では、教育委員会制度が変わるという動きがありますので、今後は、懲戒処分案件をどのような形で審議していくのか分かりませんが、これまでの取組の成果の一つとして捉え、来年度もなるべく懲戒処分案件の審議がないように、お願いしたいと思います。

【田中委員長】

本日の会議が今年度最後の会議ということで、長岐委員から発言がありましたが、教育委員会

制度が今後どのように変わることになっても、教育長を含めた6名の教育委員と事務局の皆様とで、本県の子どもたちの教育のために考えていくことは変わらないと思います。今後も協力しながら、子どもたちのために頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
1年間、お疲れさまでした。

【総務課長】

最後に、過去5年間の懲戒処分の件数についてですが、平成21年度は6件、平成22年度が17件、平成23年度が12件、平成24年度が13件、今年度が5件となっております。これは、管理監督責任を除いた数になっています。

【田中委員長】

ありがとうございました。

他になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。